

令和7年8月25日

保護者の皆さま

四條畷市こども未来部

こども政策課長

風水害時における臨時休園等の対応について

平素は、本市の教育・保育行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、台風、ゲリラ豪雨等といった自然災害が全国的に相次いで発生し、各地で甚大な被害をもたらしています。台風や長時間降り続く雨等により風水害が発生または発生する恐れがある場合に備え、園児や保護者、職員等の安全を確保するため、認可保育施設の臨時休園の基準を改めますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、来年度国が大雨・洪水に関する情報を見直す予定とされているため、内容によっては、来年度改めて対応が変更となる可能性があります。このため、およそ1年間の試行運用とし、国の情報見直し後に、その内容を踏まえ、本格運用といたします。

記

1 避難情報

現在、次のとおり、5段階で避難情報が定められています。

避難情報	発令者	避難行動等（住民がとるべき行動）
緊急安全確保 （警戒レベル5）	四條畷市	命の危険、直ちに安全確保 ※何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い
避難指示 （警戒レベル4）		危険な場所から全員避難
高齢者等避難 （警戒レベル3）		危険な場所から高齢者等は避難 ※乳幼児等、避難に時間を要する人は避難開始
大雨・洪水・高潮 注意報 （警戒レベル2）	気象庁	自らの避難行動を確認
早期注意情報 （警戒レベル1）		災害への心構えを高める

2 臨時休園の基準

浸水想定区域に所在する保育施設は洪水・浸水害のおそれがあります。また、保育施設は保護者のお迎えが必要であり、職場との距離、交通機関の混乱、浸水状況等によっては、お迎えをお願いしてから園に来られるまで一定の時間を要する可能性があります。加えて、限られた職員だけで多数の乳幼児を連れて避難所へ移動することは、相当な時間を要するとともに危険を伴う可能性があります。台風等に伴う鉄道の計画運休では、職員確保も難しい状況です。このようなことから、園児、保護者、職員等の安全を確保するため、臨時休園の基準について、あみかけ部分を追加することとします。

避難情報等の種類	対応	
特別警報	午前7時現在発令の場合、臨時休園 午前7時の時点で解除になっても、引き続き大雨・洪水・暴風・大雪いずれかの警報が出ている場合は、臨時休園	
暴風警報	午前7時現在発令の場合、自宅待機 午前9時までに解除された場合、通常保育 午前9時現在発令中の場合、臨時休園	
洪水・浸水害 高齢者等避難 (警戒レベル3) 以上	発令対象地域の保育施設	発令対象地域外の保育施設 浸水想定区域外の保育施設
	午前7時現在、施設の所在する区域に発令した場合、臨時休園 午前7時までに解除された場合、原則通常保育	安全に配慮して原則通常保育
鉄道の計画運休	午前7時現在で、JRの四條畷市内の全線計画運休(完全運休)が実施されている場合または実施が予定されている場合、臨時休園	

※気象庁の気象情報「警戒レベル3相当・4相当・5相当」は避難情報ではありません。避難情報は、四條畷市が発令する「警戒レベル3(高齢者等避難)・4(避難指示)・5(緊急安全確保)」を示します。

【洪水・浸水害の避難情報が発令される可能性のある保育施設】

浸水想定区域内に所在する次の保育施設については、発令地域の対象となる可能性があります。(洪水・浸水害の避難情報は、町丁目単位で発令されます。)

	浸水想定区域内に所在する保育施設名	住所	定員
1	岡部保育所	砂1-8-13	90
2	四條畷すみれ保育園	北出町11-7	64
3	なわてすみれ園	雁屋北町6-18	165
4	カリヤベビーセンター	雁屋北町17-33	19
5	小規模保育所「○」(まんまる)	中野本町7-1	18
6	畷幼稚園	中野本町7-1	240
7	星子幼稚園(休園中)	蔭屋本町11-5	—

3 臨時休園時の対応について

- ・臨時休園の情報は、各保育施設から保護者へ連絡します。
- ・開園時間中に臨時休園となった場合、園内もしくは所定の避難場所(他の避難場所の方が安全と判断した場合はその場所)で園児を引き渡します。

ただし、園児の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とします。保護者にお迎えを依頼した場合であっても、帰宅途中に被害にあうおそれがあるなど危険が予測される場合は、保護者も保育施設に待機する、または保護者とともに避難所等へ避難するなど状況に応じて判断することとします。

また、浸水想定区域内に所在する施設については、施設で避難確保計画を策定し、計画に基づいて対応します。

【避難確保計画】

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられている。

- ・避難情報等の解除後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育を再開します。施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は臨時休園とします。休園とする場合は、施設から保護者へ連絡します。

- ・避難情報等の発令に伴う臨時休園における保育料(利用者負担額)については、原則として、日割り算定による減額は行いません。

4 今後の予定等

令和7年9月1日(月)から運用を開始します。しかし、来年度国が大雨・洪水に関する情報を見直す予定とされているため、内容によっては、来年度改めて対応が変更となる可能性があります。このため、およそ1年間の試行運用とし、国の情報見直し後に、その内容を踏まえ、本格運用とします。

また、臨時休園の際は各保育施設から連絡を行いますが、防災対策の一環として避難情報等の防災に関する情報収集について、大阪防災アプリや四條畷市公式 LINE をご活用ください。

【大阪防災アプリ】

【四條畷市公式 LINE】

